

③ 地域包括診療料等の見直し

第1 基本的な考え方

かかりつけ医機能の評価である地域包括診療料等について、かかりつけ医と介護支援専門員との連携の強化、かかりつけ医の認知症対応力向上、リフィル処方及び長期処方の活用、適切な意思決定支援及び医療 DX を推進する観点から、要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 地域包括診療料等の算定要件に、介護支援専門員及び相談支援員との相談に応じること等を追加する。また、担当医のサービス担当者会議への参加実績、担当医の地域ケア会議への参加実績又は保険医療機関において介護支援専門員と対面若しくは ICT 等での相談の機会を設けていることを施設基準に追加する。
2. 担当医が認知症に係る適切な研修を修了していることが望ましいことを、地域包括診療料等の要件に追加する。
3. 市区町村が実施する認知症施策に協力している実績があることを、地域包括診療料等の要件に追加する。
4. 患者の状況等に合わせて医師の判断により、リフィル処方や長期処方に対応可能であることを、患者に周知することを、地域包括診療料等の要件に追加する。
5. 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた適切な意思決定支援に係る指針の作成を、地域包括診療料等の要件に追加する。
6. 患者やその家族からの求めに応じ、文書を用いた適切な説明を行うことが望ましいことを要件に追加するとともに、文書の交付について、電子カルテ情報共有システムにおける患者サマリーの入力に代えることができることとする。

改 定 案	現 行
【地域包括診療料】 [算定要件]	【地域包括診療料】 [算定要件]

<p><u>(4) 患者又はその家族からの求めに応じ、疾患名、治療計画等についての文書を交付し、適切な説明を行うことが望ましい。その際、文書の交付については電子カルテ情報共有システムにおける患者サマリーに入力し、診療録にその記録及び患者の同意を得た旨を残している場合は、文書を交付しているものとみなすものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(5)・(6) (略)</u></p>	<p><u>(4)・(5) (略)</u></p>
<p><u>(7) 当該保険医療機関に通院する患者について、介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員からの相談に適切に対応するとともに、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(8) 患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示するとともに、患者から求められた場合に適切に対応すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(9) (7)及び(8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(10)～(12) (略)</u></p>	<p><u>(6)～(8) (略)</u></p>
<p>[施設基準] 四の八 地域包括診療料の施設基準 (1) 地域包括診療料1の施設基準 イ・ロ (略) ハ <u>当該保険医療機関において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。</u></p>	<p>[施設基準] 四の八 地域包括診療料の施設基準 (1) 地域包括診療料1の施設基準 イ・ロ (略) (新設)</p>

<p>ニ 地域包括診療加算の届出を行っていないこと。</p> <p>(2) 地域包括診療料 2 の施設基準</p> <p>(1) のイ、ハ及びニを満たすものであること。</p> <p>1 地域包括診療料 1 に関する施設基準</p> <p>(1) から (10) までの基準を全て満たしていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該保険医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師（以下この区分において「担当医」という。）を配置していること。また、担当医は認知症に係る適切な研修を修了していることが望ましい。</p> <p>(3) <u>次に掲げる事項を院内掲示していること。</u></p> <p>ア <u>健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。</u></p> <p>イ <u>当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること。</u></p> <p>ウ <u>患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。</u></p> <p>(4) (3) のア、イ及びウの掲示事項について、<u>原則として、ウェブサイトに掲載していること。</u></p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に係る主治医意見書を作成しているとともに、以下のいずれか一つ</u></p>	<p>ハ 地域包括診療加算の届出を行っていないこと。</p> <p>(2) 地域包括診療料 2 の施設基準</p> <p>(1) のイ及びハを満たすものであること。</p> <p>1 地域包括診療料 1 に関する施設基準</p> <p>(1) から (8) までの基準を全て満たしていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師（以下この区分において「担当医」という。）を配置していること。</p> <p>(3) <u>健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨を院内掲示していること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に係る主治医意見書を作成しているとともに、以下のいずれか一つ</u></p>
--	---

<p>を満たしていること。 ア～ケ (略) コ <u>担当医が、「認知症初期集中支援チーム」等、市区町村が実施する認知症施策に協力している実績があること。</u></p> <p>(8) (略) (9) <u>以下のア～ウのいずれかを満たすこと。</u> ア <u>担当医が、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議に参加した実績があること。</u> イ <u>担当医が、地域ケア会議に出席した実績があること。</u> ウ <u>当該保険医療機関において、介護支援専門員と対面あるいはICT等を用いた相談の機会を設けていること。</u> <u>なお、対面で相談できる体制を構築していることが望ましい。</u></p> <p>(10) (略) (11) <u>当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。</u></p> <p>2 地域包括診療料2に関する施設基準 1の(1)から(9)まで及び(11)の基準を全て満たしていること。</p> <p>※ <u>地域包括診療加算、認知症地域包括診療料、認知症地域包括診療加算についても同様。</u></p>	<p>を満たしていること。 ア～ケ (略) (新設)</p> <p>(7) (略) (新設)</p> <p>(8) (略) (新設)</p> <p>2 地域包括診療料2に関する施設基準 1の(1)から(7)までの基準を全て満たしていること。</p>
---	--

[経過措置]

- (1) 地域包括診療料等の施設基準については、令和6年3月31日において現に届出を行っている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、なお従前の例による。
- (2) 令和7年5月31日までの間に限り、1の(4)を満たすものとする。

7. 上記の見直し及び処方等に係る評価体系の見直し等を踏まえ、地域包括診療加算等の評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【再診料】</p> <p>注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 地域包括診療加算 1 <u>28点</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 地域包括診療加算 2 <u>21点</u></p> <p>13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、認知症の患者（認知症以外に1以上の疾患（疑いのものを除く。）を有するものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行っ</p>	<p>【再診料】</p> <p>注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 地域包括診療加算 1 <u>25点</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 地域包括診療加算 2 <u>18点</u></p> <p>13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、認知症の患者（認知症以外に1以上の疾患（疑いのものを除く。）を有するものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行っ</p>

<p>た場合のいずれにも該当しないものに限る。) に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、認知症地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p>イ 認知症地域包括診療加算 1 <u>38点</u></p> <p>ロ 認知症地域包括診療加算 2 <u>31点</u></p> <p>【地域包括診療料】</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>地域包括診療料 1</td> <td>1,660点</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地域包括診療料 2</td> <td>1,600点</td> </tr> </table> <p>【認知症地域包括診療料】</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>認知症地域包括診療料 1</td> <td>1,681点</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>認知症地域包括診療料 2</td> <td>1,613点</td> </tr> </table>	1	地域包括診療料 1	1,660点	2	地域包括診療料 2	1,600点	1	認知症地域包括診療料 1	1,681点	2	認知症地域包括診療料 2	1,613点	<p>た場合のいずれにも該当しないものに限る。) に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、認知症地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p>イ 認知症地域包括診療加算 1 <u>35点</u></p> <p>ロ 認知症地域包括診療加算 2 <u>28点</u></p> <p>【地域包括診療料】</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>地域包括診療料 1</td> <td>1,660点</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地域包括診療料 2</td> <td>1,600点</td> </tr> </table> <p>【認知症地域包括診療料】</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>認知症地域包括診療料 1</td> <td>1,681点</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>認知症地域包括診療料 2</td> <td>1,613点</td> </tr> </table>	1	地域包括診療料 1	1,660点	2	地域包括診療料 2	1,600点	1	認知症地域包括診療料 1	1,681点	2	認知症地域包括診療料 2	1,613点
1	地域包括診療料 1	1,660点																							
2	地域包括診療料 2	1,600点																							
1	認知症地域包括診療料 1	1,681点																							
2	認知症地域包括診療料 2	1,613点																							
1	地域包括診療料 1	1,660点																							
2	地域包括診療料 2	1,600点																							
1	認知症地域包括診療料 1	1,681点																							
2	認知症地域包括診療料 2	1,613点																							